

# 第2期 彦根市いのち支える 自殺対策計画



令和6年(2024年)3月

彦根市

# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	1
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 新しい自殺総合対策大綱のポイント .....	2
3 計画の位置付け .....	3
4 計画の期間 .....	4
5 計画の策定体制 .....	5
<b>第2章 彦根市における自殺の現状と課題</b> .....	6
1 統計等から見る彦根市の現状 .....	6
2 彦根市における自殺の特徴 .....	14
3 市民意識調査（アンケート）結果から見る状況 .....	15
4 現状と課題のまとめ .....	17
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	18
1 基本理念 .....	18
2 基本目標 .....	18
3 SDGs との関連 .....	19
4 基本的な視点 .....	20
5 施策体系 .....	23
<b>第4章 自殺対策の取組</b> .....	24
1 基本目標1 気づき、見守る .....	24
2 基本目標2 つなげる .....	28
3 基本目標3 生きる力を支える .....	32
4 基本目標4 いのちを守る .....	38
5 数値目標・評価指標 .....	43
<b>第5章 自殺対策の推進体制</b> .....	45
<b>資料編</b> .....	47
1 彦根市いのち支える自殺対策推進会議設置要綱 .....	47
2 彦根市いのち支える自殺対策推進会議委員等名簿 .....	49
3 第2期彦根市いのち支える自殺対策計画策定経緯 .....	51
4 用語解説 .....	52



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

---

わが国の自殺者数は平成15年(2003年)に34,427人と昭和53年(1978年)の統計開始以来最多の「非常事態」となり、平成18年(2006年)に自殺対策を「個人の問題」ではなく「社会的な取組として実施されなければならない」とする自殺対策基本法が制定されました。同法に基づき平成19年(2007年)には自殺総合対策大綱が策定されました。

自殺者数は3万人台で推移したあと、平成22年(2010年)に減少に転じ、令和元年(2019年)には最少の20,169人となりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が深刻化した令和2年(2020年)は11年ぶりに増加に転じ、令和4年(2022年)には21,881人にまで増えました。

近年は、女性や若者、子どもの自殺者数の増加が顕著となっており、特に小中高生の自殺者数は令和4年(2022年)には500人を超え、過去最多となりました。人口10万人当たりの自殺による死亡率(自殺死亡率)もG7諸国の中で最も高く、「非常事態」が続いている状態です。

こうした状況を受け、令和4年(2022年)10月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱では、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」、「地域自殺対策の取組強化」などが重点施策として示されました。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進、孤独・孤立対策等との連携、SNS相談体制の充実、性的マイノリティ支援、誹謗中傷対策などが新たに位置付けられています。

自殺対策基本法は平成28年(2016年)に改正され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、全ての都道府県および市町村が「自殺対策計画」を策定することとなり、本市も平成31年(2019年)3月に「彦根市いのち支える自殺対策計画」を策定しました。本市における自殺のハイリスク群と自殺のリスク要因に沿った取組としては、「(1)高齢者の自殺対策の推進」、「(2)生活困窮者支援と自殺対策の推進」、「(3)勤務問題に関わる自殺への対策の推進」を3つの重点施策として進めてきました。

今回、現行の計画から5年の計画期間を終えることから、コロナ禍等の社会情勢の変化による近年の自殺の状況や国の新たな自殺総合対策大綱の趣旨などを踏まえて、新たに「第2期彦根市いのち支える自殺対策計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

## 2 新しい自殺総合対策大綱のポイント

---

令和4年(2022年)10月に閣議決定された新しい大綱のポイントは、以下のとおりです。

### 1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- 子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組み等の構築。
- 命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- 令和5年(2023年)4月に設立された「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

### 2 女性に対する支援の強化

- 妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置付けて取組を強化。

### 3 地域自殺対策の取組強化

- 地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援。
- 地域自殺対策推進センターの機能強化。

### 4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
- 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。

資料：厚生労働省「自殺総合対策大綱の見直しのポイント」

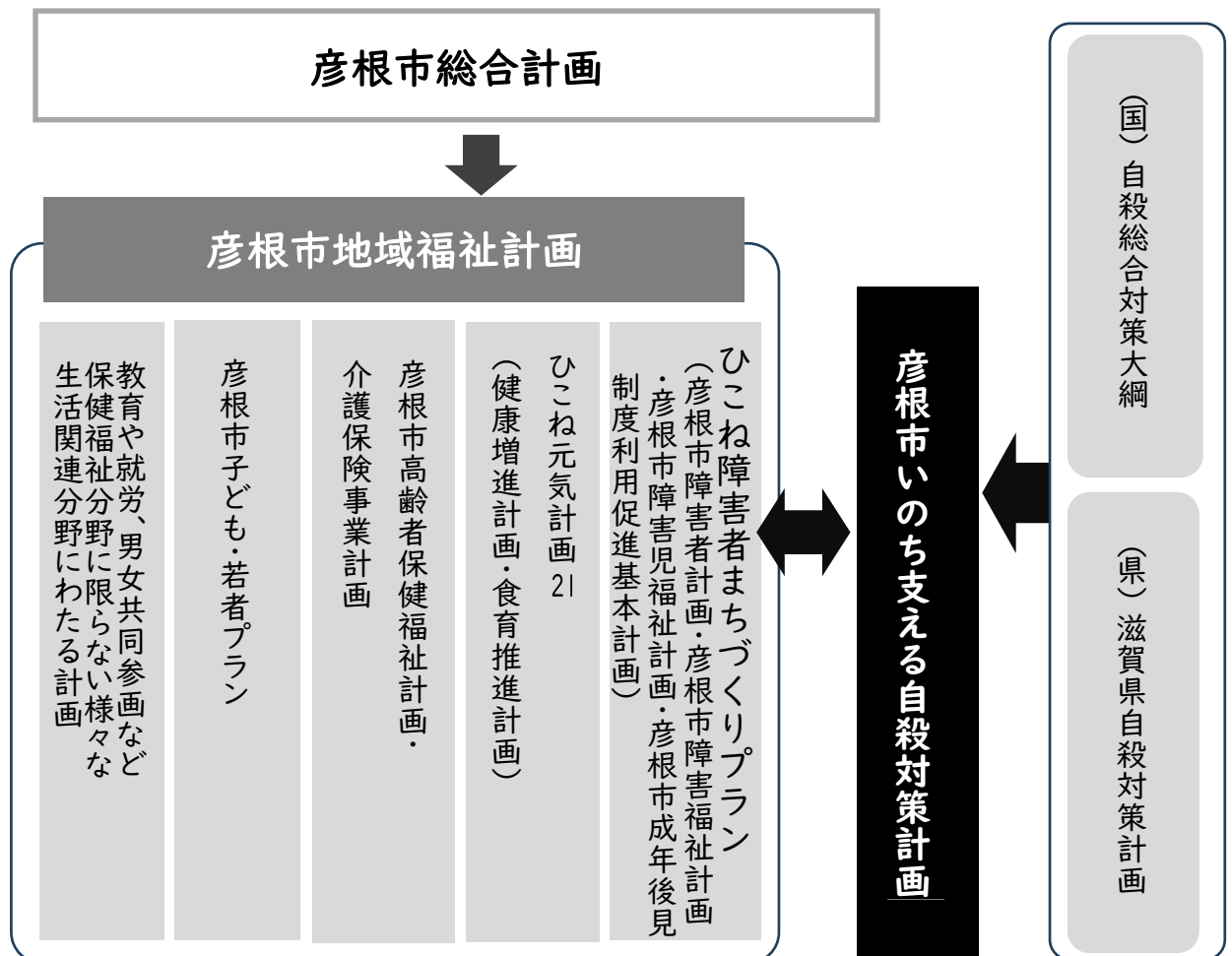
### 3 計画の位置付け

#### (1) 法令の根拠

本計画は、「自殺対策基本法」第13条第2項の規定に基づく「市町村自殺対策計画」であり、市町村における自殺対策の基本的な方向性を示す計画として策定するものです。

#### (2) 関連する計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「彦根市総合計画」の個別計画として位置付けるとともに、福祉分野の上位計画である「彦根市地域福祉計画」、関連計画である「ひこね元気計画 21（健康増進計画・食育推進計画）」、「ひこね障害者まちづくりプラン」「彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等や、国の「自殺総合対策大綱」および滋賀県の「滋賀県自殺対策計画」と整合を図り策定します。



## 4 計画の期間

本計画は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間で計画期間として設定します。

### ■ 計画の期間

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)	令和17年度 (2035年度)
国	自殺総合対策大綱(令和4年(2022年)10月閣議決定)											
滋賀県	滋賀県自殺対策計画											
彦根市	彦根市総合計画											
	第2期彦根市いのち支える自殺対策計画 【本計画】											

## 5 計画の策定体制

### (1) 彦根市いのち支える自殺対策推進会議での審議

自殺対策は、市民・地域・関係機関・民間団体・企業・学校・行政がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協働して取り組む必要があります。本市では、関係機関、民間団体、行政等で構成する「彦根市いのち支える自殺対策推進会議」を設置し、自殺対策に関する事項について調査審議しました。

### (2) 彦根市自殺対策推進庁内会議での検討

庁内での自殺対策を推進するため、関係所属が参画する「彦根市自殺対策推進庁内会議」を設置し、計画の進捗管理をするとともに、関連施策との有機的な連携を図り、計画策定の検討を行いました。

### (3) 市民意識調査の実施

自殺対策に関する状況等について尋ね、計画策定の基礎資料として活用することを目的としてWEBによるアンケート調査を実施しました。

項目	概要
調査対象者	彦根市在住の18歳以上の1,000人(無作為抽出)
調査期間	令和5年(2023年)7月10日(月)~7月24日(月) 令和5年(2023年)11月16日(木)~12月5日(火)
調査方法	WEBでの回答
回答数/配布数	190件/1,000件

※調査結果の信頼度向上のため、11月に追加調査を実施しました。

### (4) 市民意見の聴取および反映

本計画の策定にあたり、計画素案に対して市民から広く意見を聴取するパブリックコメントを実施しました。



## 第2章 彦根市における自殺の現状と課題

### 1 統計等から見る彦根市の現状

#### 彦根市の現状（要点）

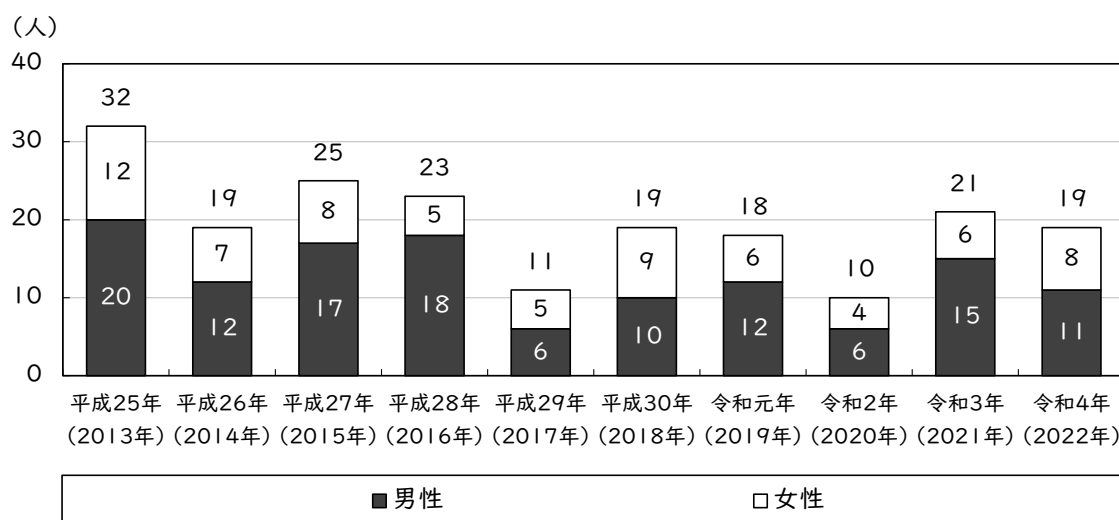
- ① 過去10年間の平均自殺者数は、年間約20人である。
- ② 男性の自殺者が多い傾向にある。
- ③ 男性の自殺者は、30代から50代の働き世代が多い。
- ④ 女性の自殺者は、40代が約2割を占め、60代以上が約5割を占める。
- ⑤ 自殺死亡率は、おおむね減少傾向で推移しており、現在は国や県と同水準となっている。
- ⑥ 女性の自殺死亡率は、80歳以上で国や県を大きく上回っている。
- ⑦ 自殺の原因・動機は、健康問題が約6割、経済・生活問題が約3割を占めている。
- ⑧ 有職で独居の女性の自殺死亡率が、国や県を大きく上回っている。
- ⑨ 自殺者のうち自殺未遂歴があるのは、男性で約2割、女性で約3割となっている。

#### (1) 自殺者数と自殺者割合

##### ① 自殺者数

自殺者数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和4年（2022年）の自殺者数は19人となっています。

##### ■ 性別自殺者数の推移



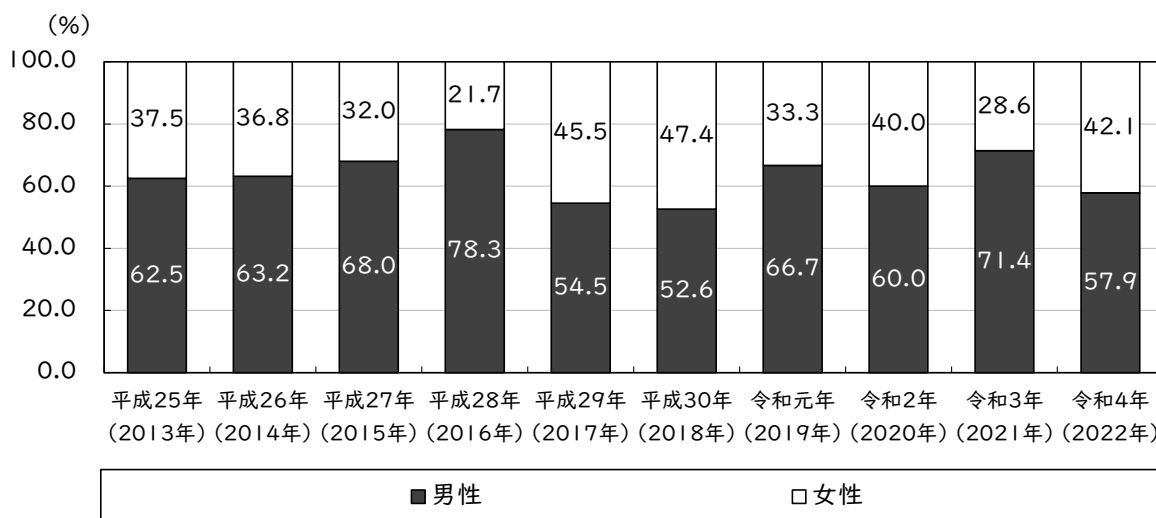
資料：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」

## ②自殺者割合

性別の自殺者割合は、男性が高くなっています。

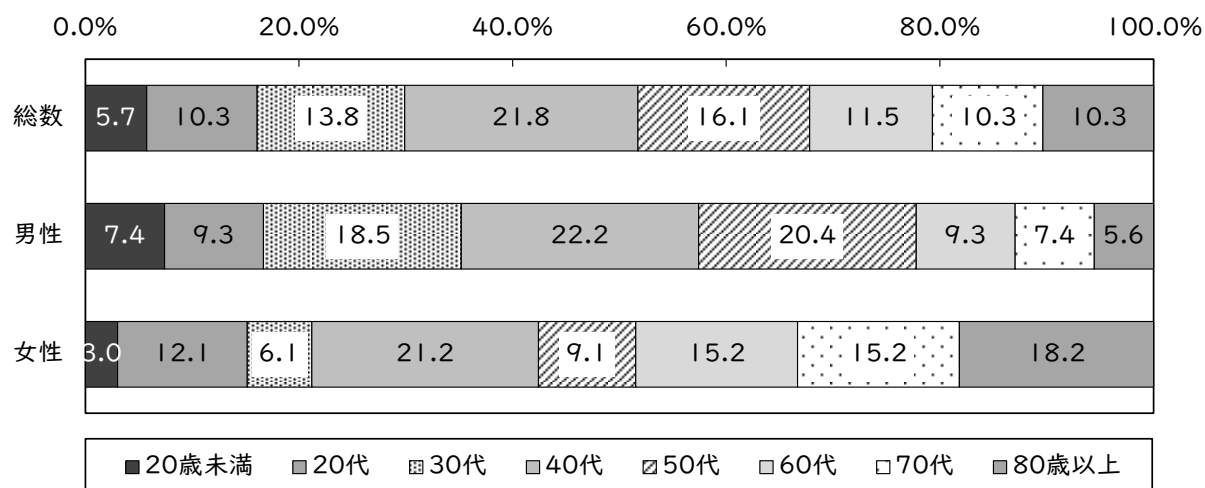
性別・年齢別の自殺者割合は、男性では40代が最も高く、次いで50代、30代となっています。女性では40代が最も高く、次いで80歳以上、60代、70代となっています。

### ■性別自殺者割合の推移



資料：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」

### ■性別・年齢別自殺者割合 (平成30年(2018年)～令和4年(2022年))



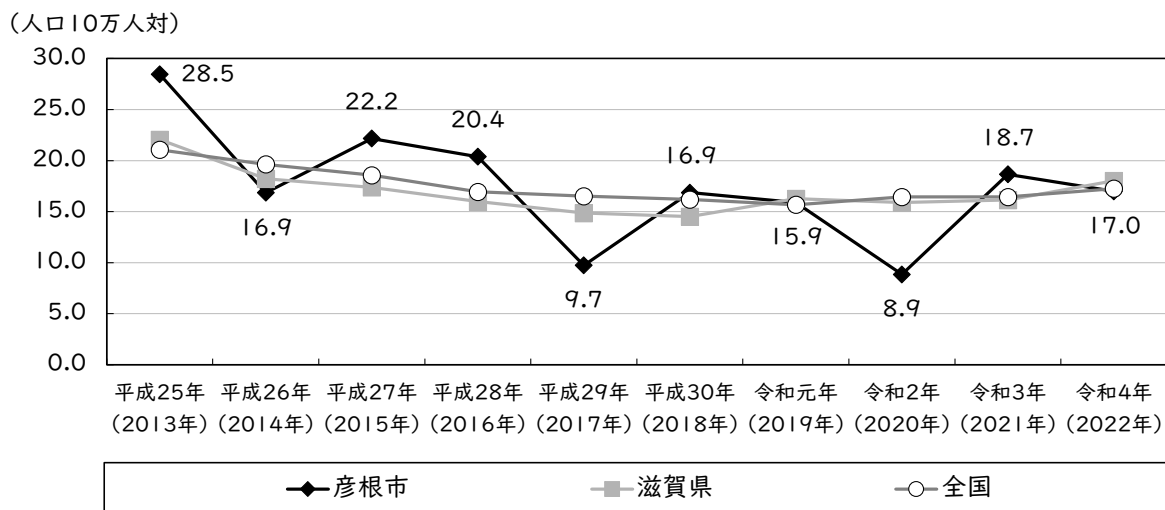
資料：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」

## (2) 自殺死亡率

### ①自殺死亡率

人口10万人当たりの自殺死亡者数である自殺死亡率について、全国・滋賀県と比較すると、全国・滋賀県の水準を上回ったり下回ったりしながら推移していますが、令和4年(2022年)においては全国(17.3)・滋賀県(18.0)をやや下回る17.0となっています。

#### ■自殺死亡率の推移



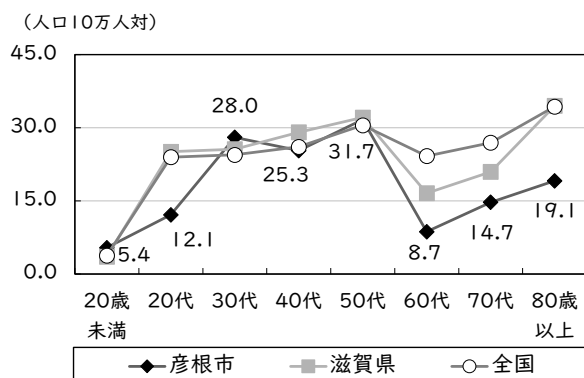
資料：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」

### ②性別・年齢別自殺死亡率

男性では、20代、60代、70代、80歳以上で全国・滋賀県を大きく下回っています。女性では、60代、80歳以上で全国・滋賀県を大きく上回り、30代で全国・滋賀県を大きく下回っています。

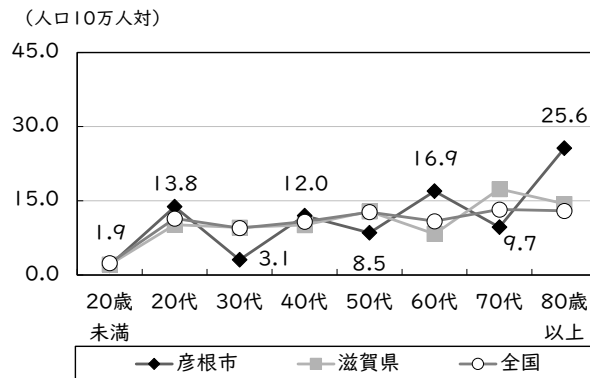
#### ■男性年齢別自殺死亡率

(平成30年(2018年)～令和4年(2022年))



#### ■女性年齢別自殺死亡率

(平成30年(2018年)～令和4年(2022年))

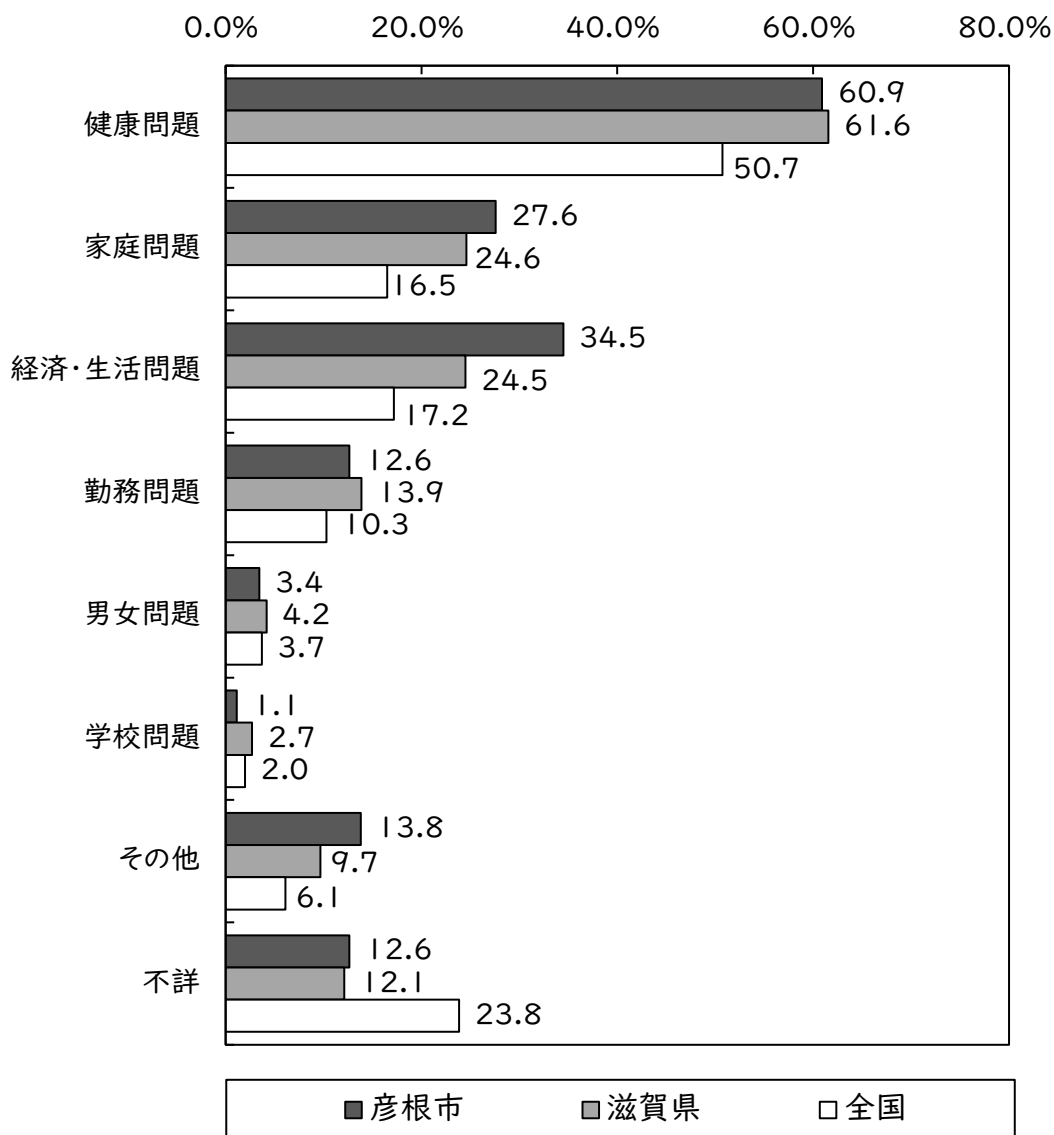


資料：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」

### (3) 自殺の原因・動機の状況

自殺の原因・動機は、「健康問題」が最も高く、次いで「経済・生活問題」となっています。全国・滋賀県と比べて「家庭問題」「経済・生活問題」が高くなっています。

#### ■自殺の原因・動機割合(平成30年(2018年)～令和4年(2022年))



資料：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」

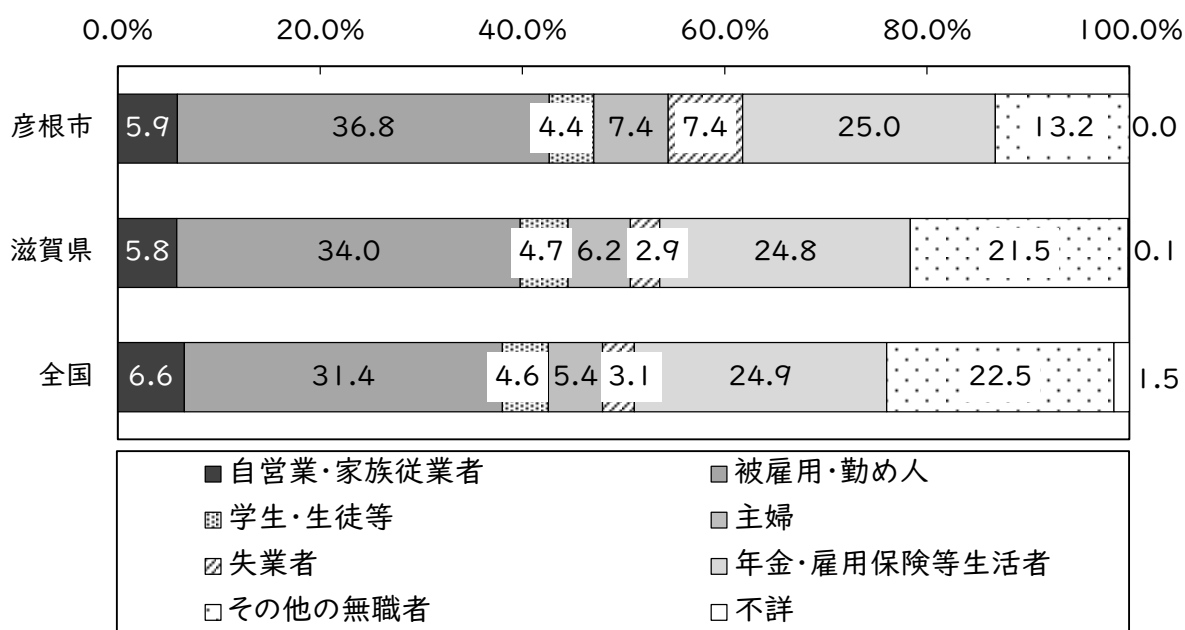
※自殺の多くは、多様かつ複合的な原因および背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。

※遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を、自殺者一人につき3つまで(令和4年(2022年)は4つまで)を計上している。

#### (4) 自殺者の職業・同居者の状況

職業別の自殺者の割合は、「被雇用・勤め人」が最も高く、次いで「年金・雇用保険等生活者」「その他の無職者」となっています。全国・滋賀県と比べて「被雇用・勤め人」「主婦」「失業者」「年金・雇用保険等生活者」が高くなっています。

■職業別自殺者割合（平成30年（2018年）～令和3年（2021年））



資料：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」

※令和4年（2022年）から職業の分類が変更されているため、令和3年（2021年）までのデータを使用している。

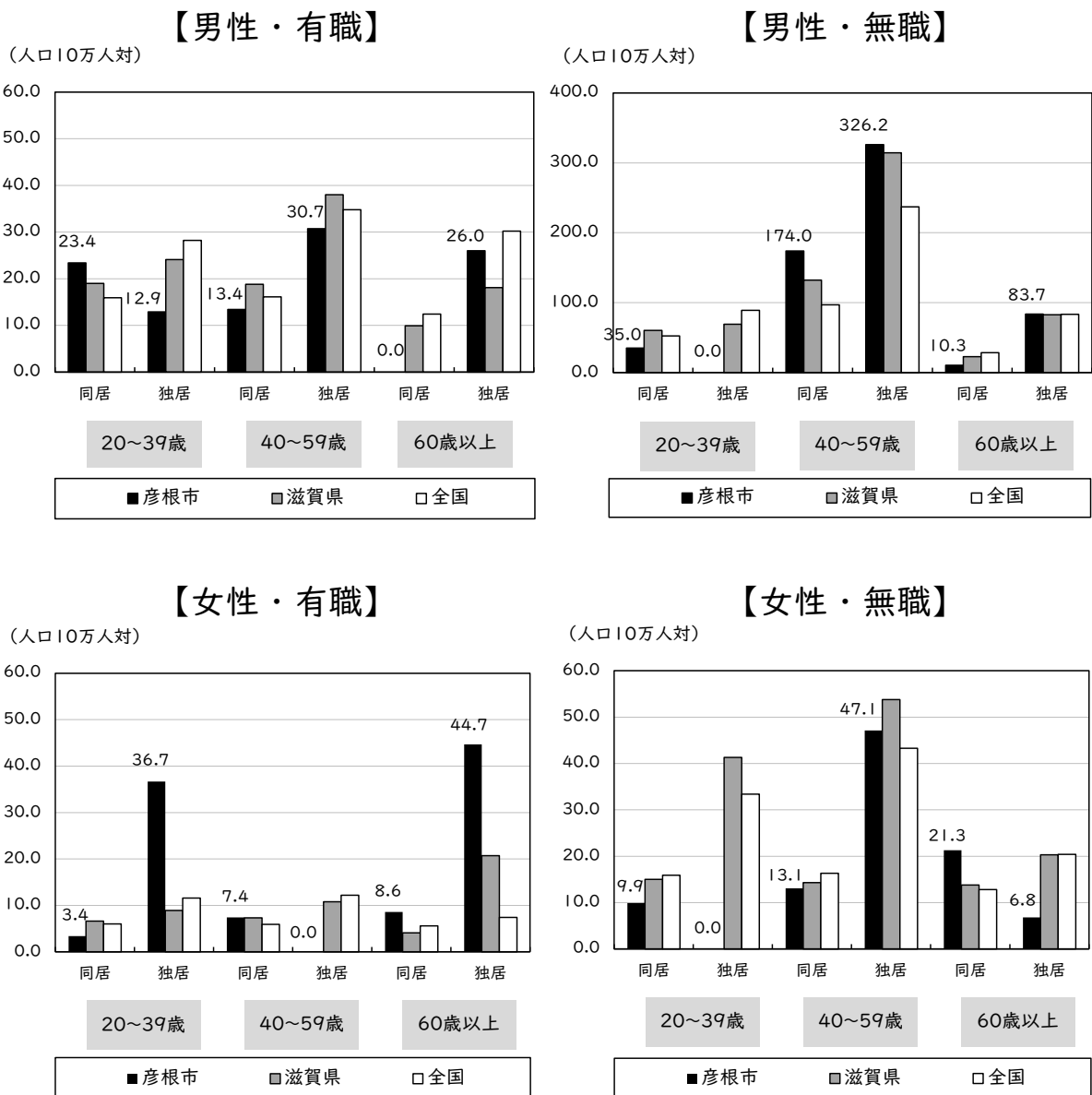
（令和3年（2021年）まで）自営業・家族従業者+被雇用者・勤め人→（令和4年（2022年）から）有職者

性別・職業の有無別・同居独居別の自殺死亡率について、全国・滋賀県と比較すると、無職の男性では、40歳から59歳で同居、独居ともに全国を上回っています。

有職の女性では、独居の20歳から39歳、60歳以上で全国・滋賀県を大きく上回っています。また、無職の女性では、同居の60歳以上で全国・滋賀県より高くなっています。

## ■性別・職業の有無別・同居独居別の自殺死亡率

(平成29年(2017年)～令和3年(2021年))



資料：地域自殺実態プロフィール2022 (いのち支える自殺対策推進センター)

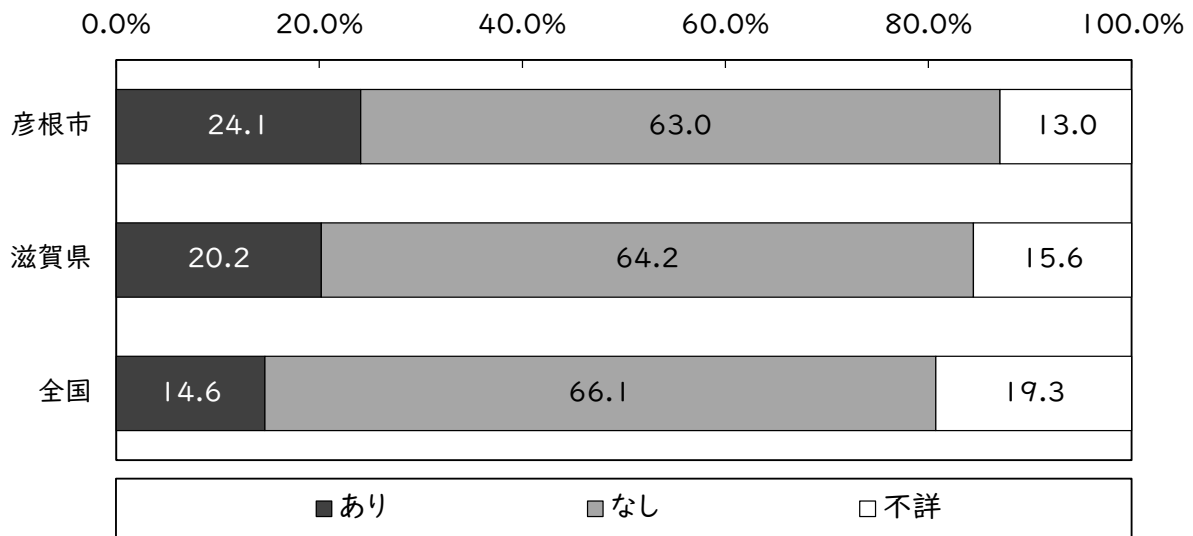
※地域自殺実態プロフィール2022では、平成29年(2017年)から令和3年(2021年)のデータを使用している。

## (5) 自殺未遂の状況

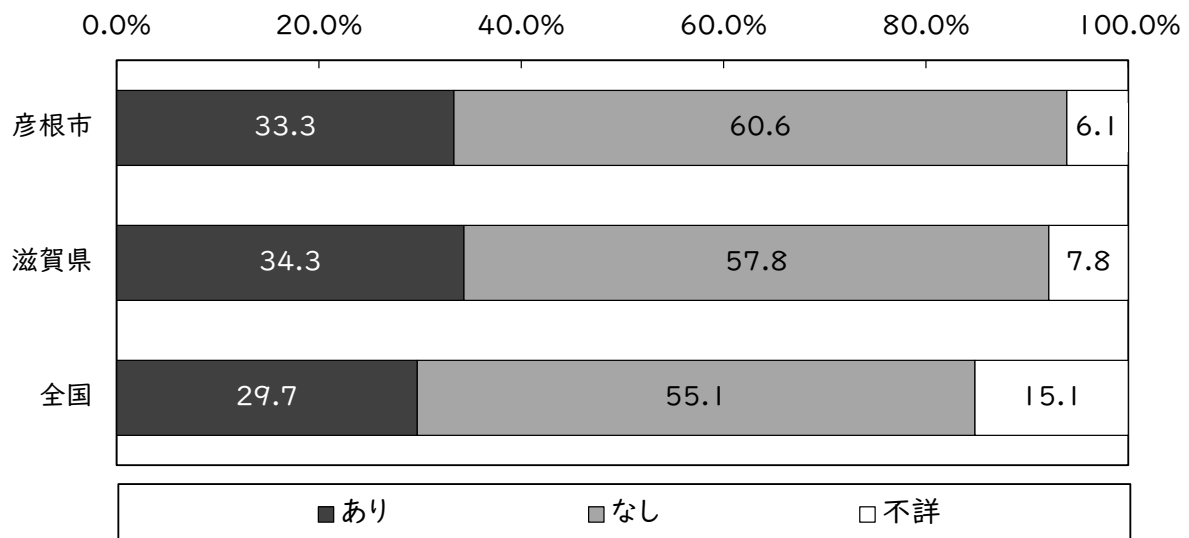
### ①自殺者の未遂歴の有無

自殺者の自殺未遂歴の有無は、男性では、「あり」が約4人に1人と、全国・滋賀県と比べて高くなっています。女性では、「あり」が約3人に1人と、全国より高く、滋賀県とほぼ同様の状況となっています。また、男性よりも女性の方が「あり」が高くなっています。

#### ■自殺未遂歴の有無・男性(平成30年(2018年)～令和3年(2021年))



#### ■自殺未遂歴の有無・女性(平成30年(2018年)～令和3年(2021年))

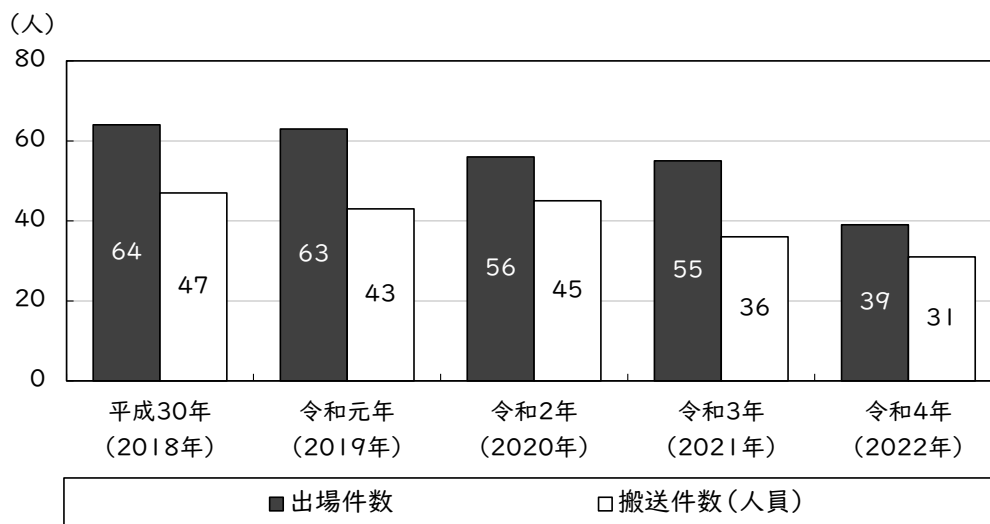


資料：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」

## ②自損行為による救急搬送件数

自損行為による救急搬送件数は、年間 31 件から 47 件の間で推移し、減少傾向となっています。

### ■自損行為における救急搬送件数の推移



資料：彦根市消防本部「救急統計」

## ③彦根市自殺未遂者相談窓口連絡票の運用件数

彦根市で実施している自殺未遂者支援事業における自殺未遂者相談窓口連絡票の運用件数は、年間 30 件前後で推移しており、そのうち「支援介入の同意」を得られた割合は、平成 29 年度(2017年度)以降は6割以上となっています。

### ■彦根市自殺未遂者相談窓口連絡票の運用件数の推移

	受案件数	同意あり	同意なし	同意ありの割合
平成 27 年度(2015 年度)	33	14	19	42%
平成 28 年度(2016 年度)	34	19	15	56%
平成 29 年度(2017 年度)	31	21	10	68%
平成 30 年度(2018 年度)	36	26	10	72%
令和元年度(2019 年度)	28	25	3	89%
令和 2 年度(2020 年度)	34	28	6	82%
令和 3 年度(2021 年度)	12	10	2	83%
令和 4 年度(2022 年度)	39	25	14	64%
令和 5 年度(2023 年度)	26	20	6	77%
合計	273	188	85	69%

※令和5年度(2023年度)は4月1日から10月31日までの件数。

資料：彦根市障害福祉課



## 2 彦根市における自殺の特徴

いのち支える自殺対策推進センターの分析から、過去5年間の自殺者の特徴を見ると、身体疾患、職場の人間関係、生活苦などから自殺につながるケースが多くなっていると推定されます。自殺者の特性から「高齢者」「生活困窮者」「子ども・若者」「勤務・経営」の自殺リスクが高くなっています。

### ■彦根市における自殺の主な特徴

(平成29年(2017年)～令和3年(2021年)合計)

自殺者の特性 上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率 (10万人対)	背景にある主な 自殺の危機経路
1位： 女性60歳以上 無職同居	13人	16.5%	21.3	身体疾患→病苦→うつ 状態→自殺
2位： 男性20歳から39歳 有職同居	9人	11.4%	23.4	職場の人間関係/仕事の 悩み→パワハラ+過 労→うつ状態→自殺
3位： 男性40歳から59歳 有職同居	8人	10.1%	13.4	配置転換→過労→職場 の人間関係の悩み+仕 事の失敗→うつ状態→ 自殺
4位： 男性40歳から59歳 無職同居	6人	7.6%	174.0	失業→生活苦→借金+ 家族間の不和→うつ状 態→自殺
5位： 男性60歳以上 無職独居	5人	6.3%	83.7	失業(退職)+死別・離 別→うつ状態→将来生 活への悲観→自殺

資料：地域自殺実態プロファイル2022(いのち支える自殺対策推進センター)

※区分の順位は自殺者数の多い順。

※自殺死亡率の母数(人口)は、令和2年(2020年)国勢調査を基にいのち支える自殺対策推進センターで推計。

※「背景にある主な自殺の危機経路」は、NPO法人自殺対策支援センターライフリンク「自殺実態白書2013」を参考にした。

※地域自殺実態プロファイル2022では、平成29年(2017年)から令和3年(2021年)のデータを使用している。

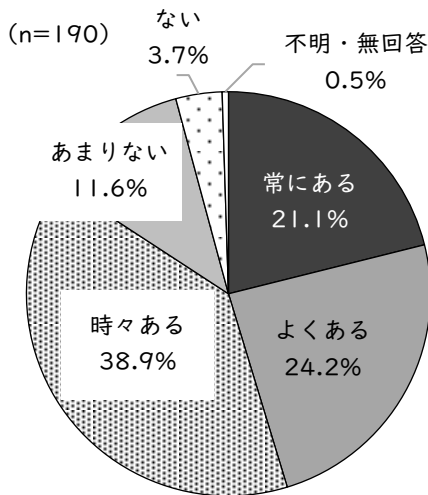
### 3 市民意識調査（アンケート）結果から見る状況

普段、悩みやストレスを感じるかどうかについては、「常にある」「よくある」の合計が45.3%となっています。どのようなことで悩みやストレスを感じたかについては、「経済生活問題」が42.5%と最も高くなっています。

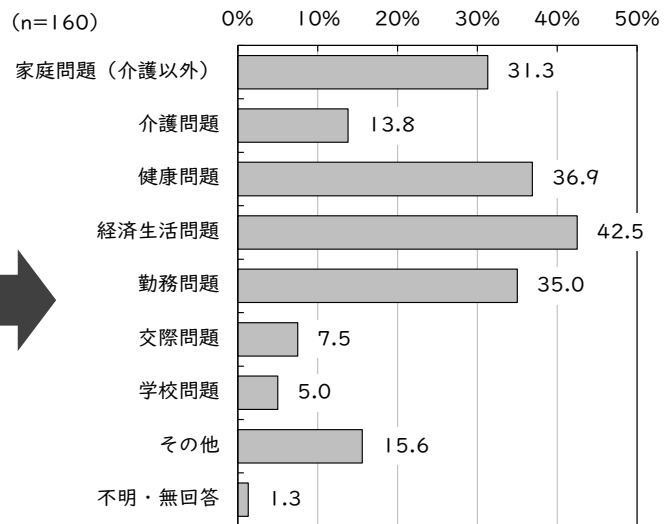
悩みやストレスを感じたときに、相談したり、話を聞いてくれる人については、「友人」が44.2%と最も高く、次いで「同居していない家族・親族」「同居の家族・親族」となっています。相談相手が「いない」と回答した人は19.5%となっています。

ゲートキーパーの認知度については、「言葉も内容も知っている」「言葉は聞いたことがある」の合計が19.5%となっています。

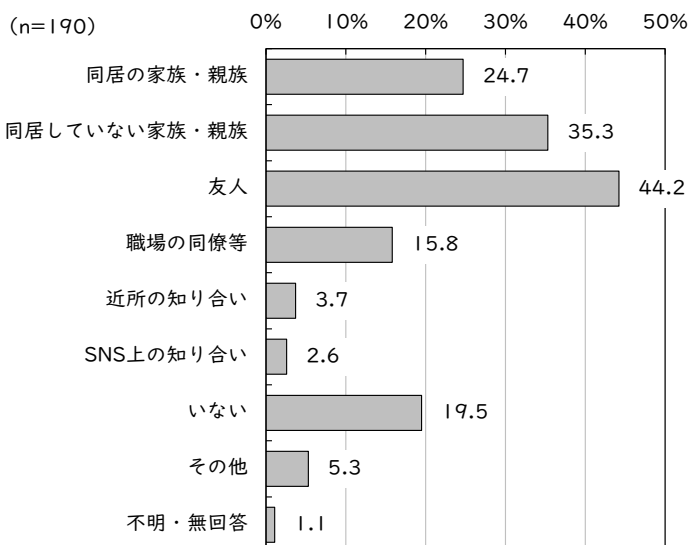
#### ■悩みやストレスを感じることの有無



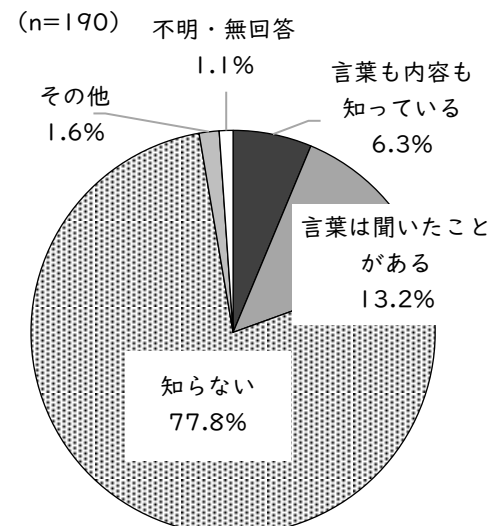
#### ■悩みやストレスの原因



#### ■悩みやストレスを感じたときの相談相手



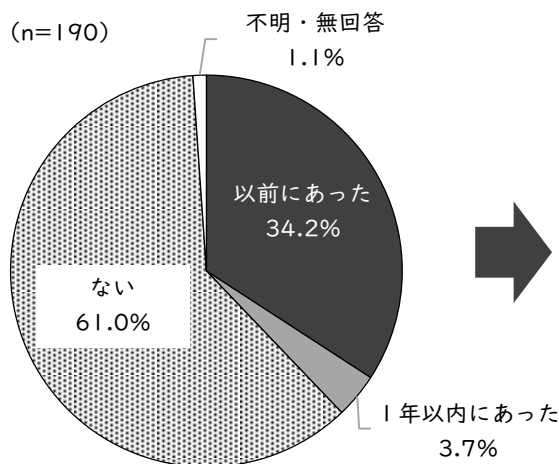
#### ■ゲートキーパーの認知度



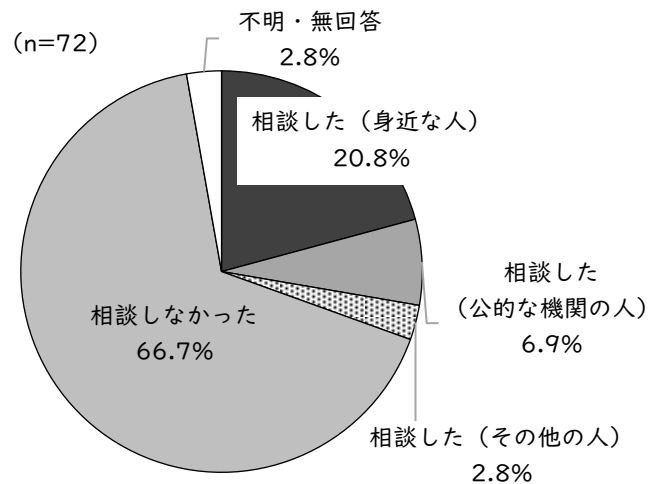
これまで真剣に自殺をしたいと考えたことがあるかについては、「以前にあった」が34.2%、「1年以内にあった」が3.7%となっています。自殺したいと思ったとき、誰かに相談したかについては、「相談しなかった」が66.7%と最も高く、次いで「相談した（身近な人）」が20.8%となっています。

本市の自殺対策の取組について、満足度は、「どちらともいえない」との回答が全ての項目で6割以上になっています。重要度については、「生活困窮者の生活支援」が高くなっています。

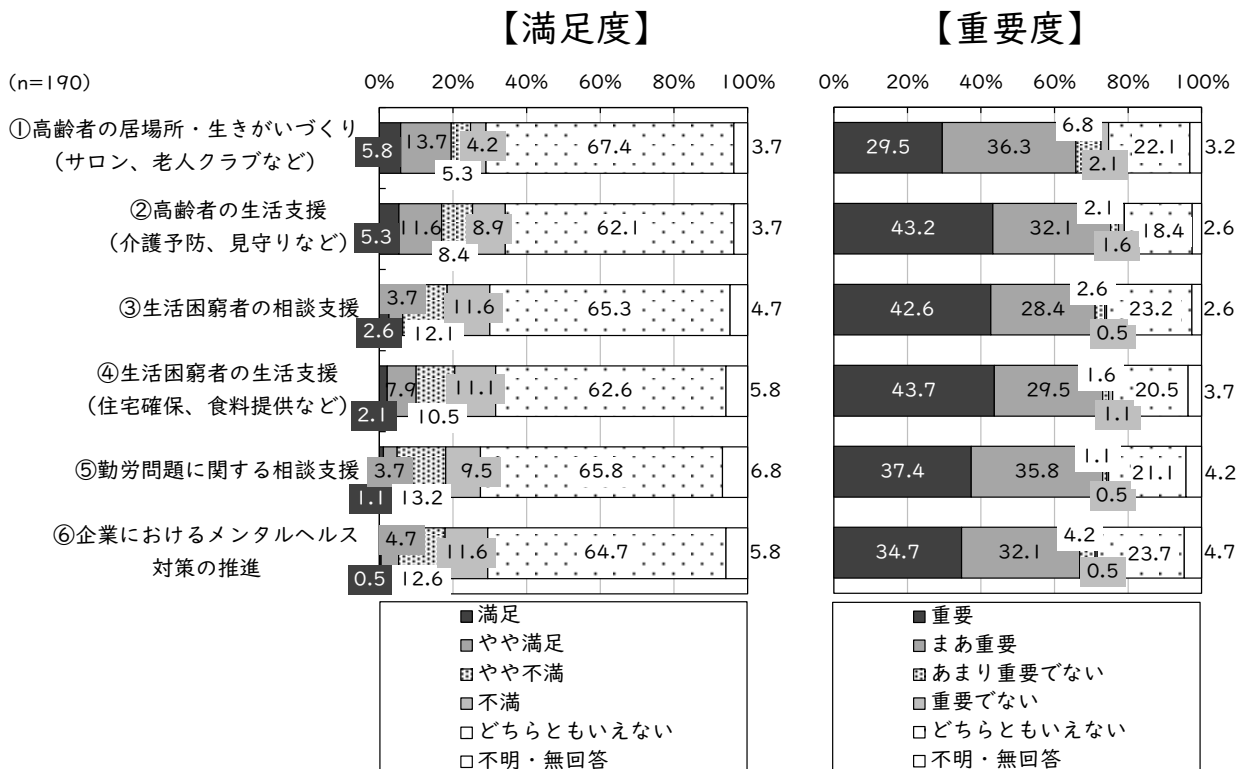
■ 真剣に自殺をしたいと考えたことの有無



■ 自殺したいと思ったとき、相談したか



■ 彦根市の取組の満足度と重要度



## 4 現状と課題のまとめ

統計データ等から彦根市の現状・課題と今後の方向性について取りまとめました。

### 現状と課題

- 男性の自殺者は、30代から50代の働き世代が約6割を占めており、自殺者の職業は「被雇用・勤め人」の割合が国・県よりも高くなっていることから、職場の人間関係や過労等による問題を抱える人への対応が必要です。
- 女性の自殺者は、60歳以上が約5割を占め、無職同居の割合が高くなっていることから、老老介護や健康問題等の課題への対応が求められます。
- 自殺の原因・動機が「経済・生活問題」の人数は前回策定時よりも増加しており、男性40歳から59歳無職同居者の自殺者割合が高くなっていることから、生活困窮やひきこもり等の課題を抱えていることが懸念されます。
- 全国的に子ども・若者の自殺が増加しており、本市においても、自殺リスクの高い子どもの把握や相談しやすい体制づくりが求められます。
- 自殺者のうち、自殺未遂歴がある人は男性で2割以上、女性で3割以上と、国と比べて高くなっています。
- 市民へのゲートキーパー研修開催回数は目標値に達しておらず、ゲートキーパーの認知度も低くなっていることから、市民への周知が必要です。
- 悩みやストレスの相談相手がない人は約2割で、自殺したいと思ったとき、相談しなかった人は6割以上となっており、相談を控える傾向が伺えます。

### 今後の方向

- 前回策定時から引き続きの課題となっている、働く人や高齢者等への対策を進めるとともに、子ども・若者や女性の課題への対応が必要です。
- 生活困窮やひきこもりなどの生きづらさのある人や自殺未遂者等、自殺リスクが高いと考えられる人への支援が重要となります。
- コロナ禍を経て、外出機会が減り、地域とのつながりも希薄化する中、高齢者等が孤立し問題を抱え込んでしまう可能性があるため、相談窓口の周知・啓発とともに、居場所づくりやアウトリーチ等による孤独・孤立対策が必要です。
- ゲートキーパー養成講座や情報発信により、地域や職場等で身近な人の変化やサインに気づき、適切な支援先につなぐことができる人を増やすことが重要です。
- 自殺リスクとなる課題は多様化・複雑化しており、様々な場所で受け止め支援につなぐことができるよう、庁内や関係機関との連携強化が必要です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

---

彦根市総合計画では、福祉分野の目標として、「だれもがその人らしくいきいきと暮らし、つながり支え合うまち」を掲げ、取組を進めています。

本計画においても、誰もが住み慣れた地域で心身ともに健康で、こころ豊かに暮らすことができるよう、基本理念を以下のとおり掲げ、つながり、支え合いの中で誰も自殺に追い込まれることのないまちを目指します。

#### ■基本理念

**つながり支え合い いのちを大切にすまち 彦根**

### 2 基本目標

---

基本理念の実現に向け、本市の現状や課題から基本目標を次のとおり掲げます。

#### 基本目標 1 気づき、見守る

日頃からの身近な人との会話や触れ合いの中において、ちょっとした変化に気づいて声をかけることで悩みや困りごとを解決するための様々な支援につながっていきます。

周囲の人の変化に気づき、見守り、必要な支援につなぐことのできる人を増やすため、ゲートキーパーの養成や出前講座の実施等に努め、市民が主体となって支え合うことのできる地域づくりを進めます。

また、自殺に追い込まれる前に、誰かに助けを求めたり、相談するということが共通認識となるよう、多様な機会を通じて情報提供や啓発を行います。

#### 基本目標 2 つなげる

不安や悩み、困りごとのある市民の中には、相談や支援につながらず個人や家庭で抱え込んでしまう人が少なからずいることが考えられます。悩みや困難を抱えたときに相談でき、課題の解決につながるよう、各相談窓口等で個別の課題を受け止め、必要な支援につなぐための連携体制を強化するとともに、日頃から市内や関係機関等とのネットワークづくりに取り組みます。

## 基本目標 3 生きる力を支える

本市では、30代から50代の男性や60代以上の女性の自殺者割合が高くなっており、働き世代や高齢者への支援が重要となっています。高齢者が安心して生活できるよう生活支援を一体的に行うとともに、働く人の働きやすい環境づくりやメンタルヘルス対策に取り組めます。

また、社会の変化等により課題を抱えやすい子ども・若者について、困難な事態や心理的負担を受けたときに助けを求めるなど、適切に対処できる力を身に付けられるよう教育や啓発を行うとともに、学校等との連携により、周囲の大人がSOSを受け止めたり、子どもを見守る体制を整備します。

## 基本目標 4 いのちを守る

生活困窮やひきこもりなどの生きづらさのある人や自殺未遂者等、支援を必要とする人が確実に支援につながるための仕組みが必要です。各支援の充実を図るとともに、自殺未遂者に対しては、関係機関が連携して適切な支援につなげます。

また、孤独・孤立に陥ることが、自殺リスクを高める一つの要因となることから、居場所づくりやアウトリーチ等の取組を進めます。

## 3 SDGs との関連

---

SDGsとは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、平成 27 年(2015 年)9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、令和 12 年(2030 年)までに達成すべき 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

自殺対策は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という理念の下、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開する必要があります。

この考えは、「誰一人取り残さない」をスローガンに持続可能でよりよい社会の実現を目指す SDGs の理念と合致するものです。また、「3 すべての人に健康と福祉を」におけるグローバル指標には自殺死亡率が含まれており、自殺対策は SDGs の達成に向けた政策としての意義も持ち合わせています。

本計画においては、SDGs の視点を意識し、地域や関係団体および関係機関等との連携の下、自殺対策を推進します。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 4 基本的な視点

基本理念、基本目標の実現に向けて、本市の自殺対策の諸施策・事業・取組の推進における基本的な視点を、次のとおりとします。（「自殺総合対策大綱」の基本方針から）

### (1) 関連施策との有機的な連携の強化による総合的な対策を展開します

～「気づき、見守る」「つなげる」～

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が必要です。様々な分野の施策や相談窓口の連携、地域共生社会の実現に向けた各施策や孤独・孤立対策との連携など、一体的に取り組み、効果的かつ効率的に施策を展開していくこととします。

### (2) 啓発と実践を両輪として推進します

～「気づき、見守る」「つなげる」～

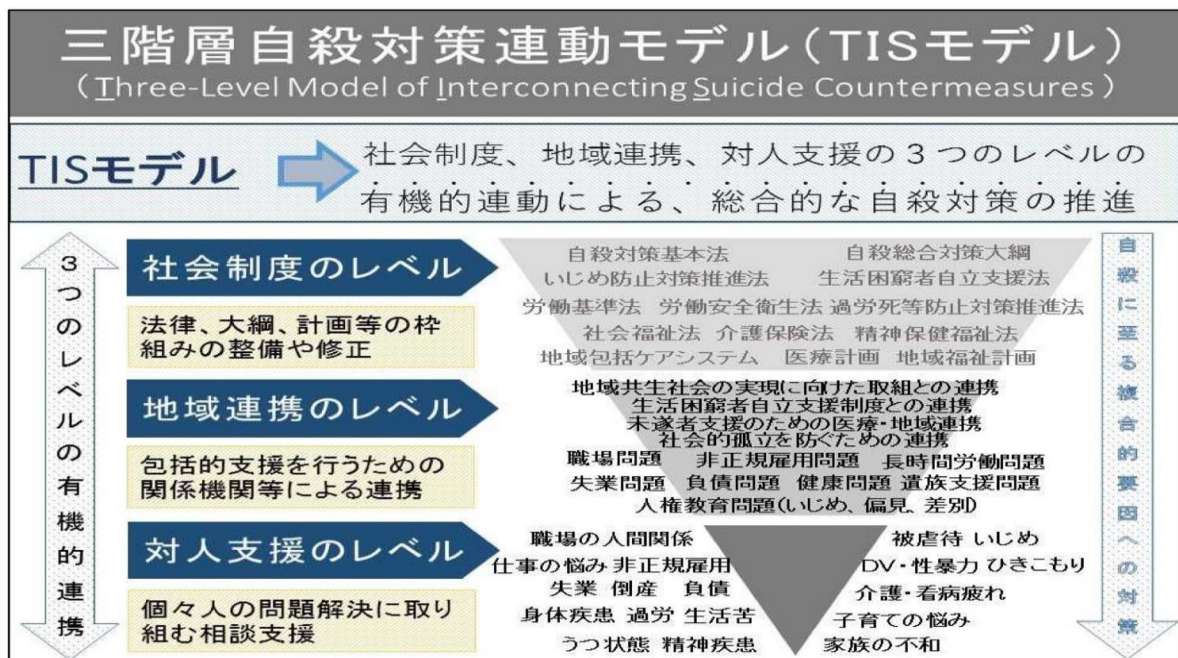
自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、そうした心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることを含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となり、全ての市民が、身近で自殺を考えている人のサインに早く気づき、つなぐことができるよう、積極的に普及啓発を行っていきます。

### (3) 対応のレベルに応じて効果的に対策を実施します

～「気づき、見守る」から「いのちを守る」まで～

自殺対策は、個々の相談支援を行う「対人支援のレベル」、包括的な支援を行う「地域連携のレベル」、法律等の整備などに関わる「社会制度のレベル」等、レベルに応じて効果的に対策を実施することが重要です。

また、時系列的な対応として、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」のそれぞれの段階において施策を講じる必要があります。また、自殺に追い込まれる前に、助けを求める方法と助けを求めてもよいということを学ぶ教育(SOSの出し方に関する教育)を推進します。



三階層自殺対策連動モデル (自殺総合対策推進センター資料)

### (4) 関係機関との連携・協働を推進します

～「つなげる」「生きる力を支える」～

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、市民・地域・関係機関・民間団体・企業・学校・行政等が連携・協働して市全体で自殺対策を推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築していきます。



## **(5) 生きることの包括的な支援を行います**

～「生きる力を支える」「いのちを守る」～

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの認識の下、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させ、生きることの包括的な支援を行います。

## **(6) 自殺者等の名誉と生活の平穩に配慮します**

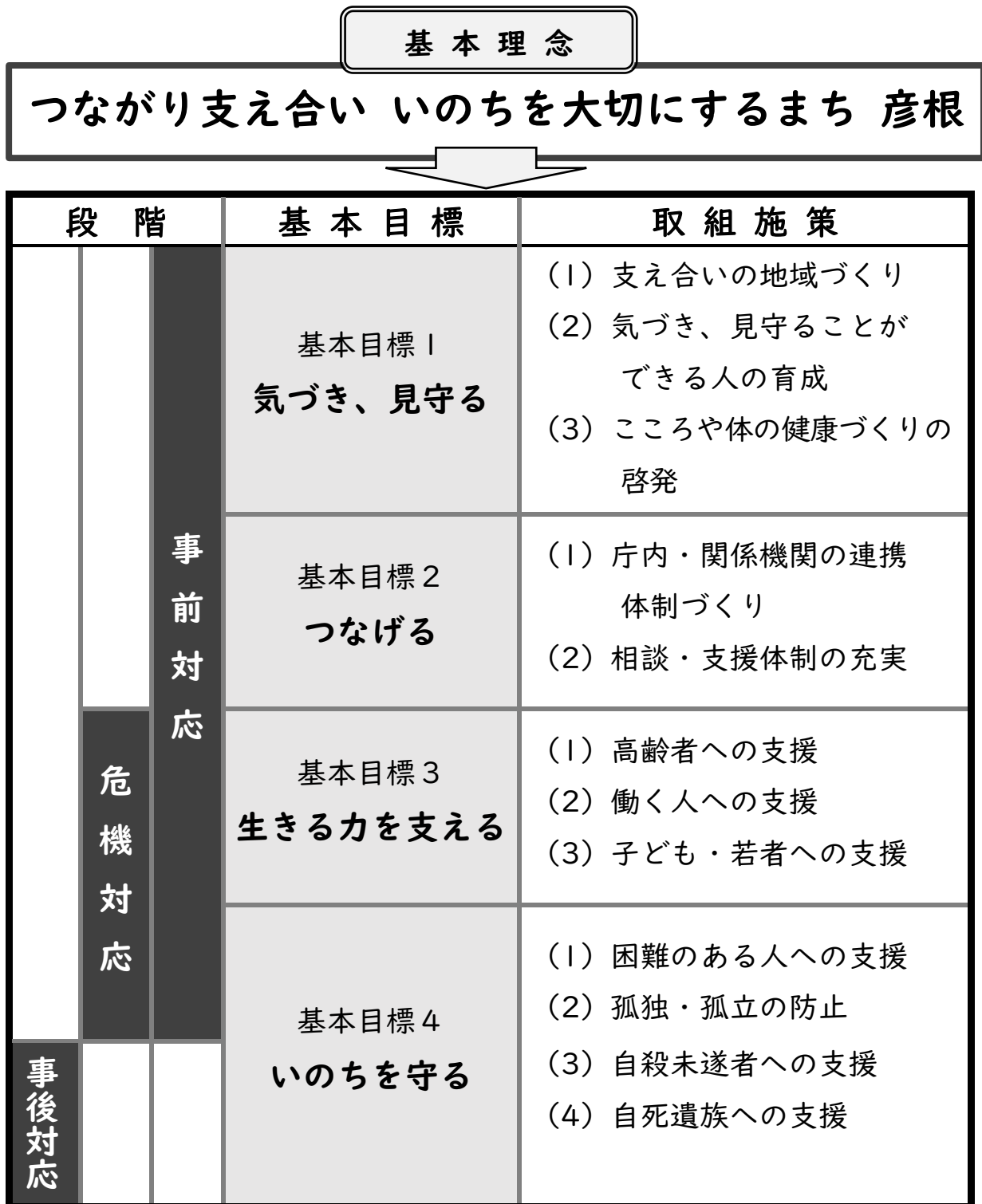
～「気づき、見守る」「いのちを守る」～

自殺者および自殺未遂者ならびにその親族等の名誉および生活の平穩に十分配慮し、これらを不当に侵害することのないよう自殺対策に取り組みます。

## 5 施策体系

本計画の基本理念・基本目標・施策体系を、次の図のとおり表します。

自殺対策の基盤となる取組から対象別の支援など、基本目標ごとの取組について、「事前対応」「危機対応」「事後対応」の段階に区分することとします。



## 第4章 自殺対策の取組

### Ⅰ 基本目標Ⅰ 気づき、見守る

#### (1) 支え合いの地域づくり

事業・取組	内容	主な取組主体
重層的支援体制の整備	市民が抱える複雑化、複合化した課題に対応するため、属性・世代を問わず相談支援、多機関協働、地域づくりに向けた支援を一体的に実施していきます。	障害福祉課 社会福祉課 高齢福祉推進課 子ども・若者課 少年センター 健康推進課
生活支援体制の整備	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、地域特性の分析や社会資源の把握・開発を通じて、地域の支え合いの仕組みや団体づくりを側面的に支援することで、要支援者への支援、元気な高齢者の生きがい・介護予防につなげます。	高齢福祉推進課
子ども見守り活動の推進	子どもたちの安全な生活を守るため、学校、関係機関、地域関係団体等が連携し、子どもの見守り活動を行います。また、見守りの中で子どものSOSに気づき、必要な支援につなげます。	学校支援・人権・いじめ対策課
民生委員・児童委員との連携	自殺リスクのある人に対して民生委員・児童委員と連携して地域の見守り活動に努めます。	障害福祉課

事業・取組	内容	主な取組主体
認知症に対する総合的な支援	<p>認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症初期集中支援チームが本人やその家族に早期に関わり、早期診断と早期対応に向けた支援を行います。</p> <p>また、認知症地域推進員を配置し相談支援や地域のニーズに応じた認知症施策を推進していきます。</p> <p>さらに、認知症サポーター養成講座を開催し正しい知識の普及や、介護者の精神的な負担を軽減するために認知症介護家族のつどい「ほっこり」の支援を行います。</p>	高齢福祉推進課

## (2) 気づき、見守ることができる人の育成

事業・取組	内容	主な取組主体
市民を対象とした研修の実施	<p>市民向けのゲートキーパー養成講座や出前講座を実施し、地域で気づき、見守る意識の醸成に努めます。</p> <p>また、地域で活動する民生委員・児童委員、健康推進員、認知症サポーター、ボランティア等に対する養成講座を行い、自殺の危険を示すサインに気づき、必要な支援につなぐことができる人材の育成に努めます。</p>	障害福祉課
市職員向けのゲートキーパー研修の実施	<p>窓口業務や相談等の中で市民の困りごと等に気づき、適切な支援につなぐことができるよう、市職員を対象としたゲートキーパー研修を実施します。</p>	障害福祉課

事業・取組	内容	主な取組主体
様々な職種を対象とした研修の実施	地域包括支援センターや障害者相談支援事業所、障害福祉サービス等事業所などの市民と接する機会のある職員等に、会議や研修などの機会を活用し、ゲートキーパー養成研修を行います。	障害福祉課 高齢福祉推進課

### (3) こころや体の健康づくりの啓発

事業・取組	内容	主な取組主体
自殺予防・こころの健康づくりに関する啓発	<p>9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、市の各施設にのぼり旗等の掲示や啓発資材の設置を行います。</p> <p>自殺予防やこころの健康づくりに関する啓発資材を企業や薬局、関係機関等に配布し啓発を行います。</p> <p>また、図書館に特設コーナーを設けて関連図書の貸出や啓発展示の設置を行います。</p>	障害福祉課 健康推進課
	ラジオ放送、市広報紙、市ホームページを活用して、自殺予防やこころの健康づくりに関する啓発を行います。	
様々な相談先の周知	市民が必要な相談先や支援の情報を得られるよう、市内の各種相談窓口や様々なイベント開催時に、こころや体の不調、労働、生活等における様々な悩みの相談窓口を掲載したリーフレットを配布し、市民に広く周知を図ります。	障害福祉課
がん、慢性疾患等を抱える人の自殺リスクを下げるための支援	身体的な病気の早期発見・早期治療を促すとともに、慢性的な病気を抱える人の自殺予防について、家族や医療従事者等に対しても啓発を行います。	障害福祉課 健康推進課

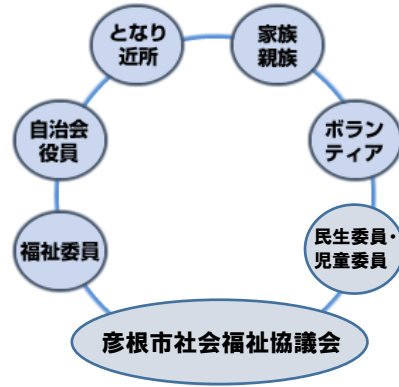
## 彦根市社会福祉協議会の取組①

### 見守り合い活動の推進

彦根市社会福祉協議会では、集いの場や訪問活動等を通して、体調の異変や困りごとに気づき、自治会や民生委員・児童委員、福祉専門職等で共有する「見守り合い活動」を推進しています。

地域における見守り合い活動を進めるにあたってのポイントや相談機関一覧を作成したり、出前講座により見守り合いの方法や大切さを伝えています。

また、市内事業所と見守り合い協定を締結し、日常業務の中でのさりげない見守りを行い、異変に気づいた場合には、連携を図っています。



## 2 基本目標2 つなげる

### (1) 庁内・関係機関の連携体制づくり

事業・取組	内容	主な取組主体
彦根市自殺対策推進庁内会議の開催	彦根市における自殺対策を全庁的かつ効果的に実施するため、彦根市自殺対策推進庁内会議を開催し、庁内関係者が自殺対策についての情報を共有し、連携した取組を行います。	障害福祉課
彦根市子ども・若者支援地域協議会の運営	様々な関係機関・団体が連携して、生きづらさのある子ども・若者の包括的な支援を図るため、サポート体制を強化するとともに、情報交換、調査・研究および広報・啓発を行います。	子ども・若者課
児童虐待防止対策の推進	児童虐待の早期発見や養育者への支援が効果的、継続的に行われるよう、彦根市要保護児童対策地域協議会が中心になって児童虐待防止対策の取組を進めます。	子育て支援課
湖東地域障害者自立支援協議会との連携	障害のある人が安心して暮らせるよう、医療・保健・福祉・教育および就労に関する機関とのネットワーク構築や、関係機関との連携を図ります。	障害福祉課
複合課題のある相談者への支援	本市福祉包括化推進員が連携・協働し、複雑化・複合化した困りごとのある相談者への支援に努めます。	福祉保健部 子ども未来部

## (2) 相談・支援体制の充実

事業・取組	内容	主な取組主体
自殺に関する相談支援体制の充実	自殺のリスクを抱える人や家族、周囲の人または庁内関係課や関係機関からの相談を受け、必要に応じて相談窓口や精神科医療機関の紹介、関係機関への情報提供や連携等の対応を行います。	障害福祉課
発達についての相談	発達に関して心配のある子どもと家族、また、発達障害のある人やその心配をされている人の相談を受け、関係機関と連携して、必要な支援を一緒に考えます。	発達支援センター
家庭児童相談室の運営	子どものことを始めとする家庭内の悩み(育児不安、児童虐待など)について、窓口や専門電話での相談を受けるほか、必要に応じて訪問活動を行います。	子育て支援課
子育て世代への切れ目のない支援	妊産婦、乳幼児とその保護者を対象に、妊娠期から子育て期にわたり必要な相談や支援を行い、特に妊娠・出産・子育てに関して専門的な支援を必要とする場合は地区担当保健師が継続的に関わり、必要な支援、関係機関との連携を行います。	健康推進課
配偶者等からの暴力被害者への支援	配偶者や同居人、恋人等の親密な関係の相手からの暴力に関する相談や支援、適切な機関へつなぐ等の対応を行います。	子育て支援課
消費生活についての相談	消費生活上の悩み、問題を抱える人に対して、専門の知識を持った消費生活相談員が相談を実施し、消費者保護に関する総合的な施策を行うとともに、複合的な課題を抱えている場合は、適切な機関へつなぐ対応を行います。	生活環境課



事業・取組	内容	主な取組主体
男女共同参画の推進に関する相談	性別を問わず、心の悩み、夫婦・学校関係、職場の人間関係、子育てに関することについて、電話および面接による相談を行います。また、必要に応じて専門家や関係機関と連携して支援につなぎます。	企画課
障害者基幹相談支援センター、障害者相談支援事業所の運営	障害福祉に関する問題や障害者虐待について、相談に応じ、必要な支援、関係機関との連絡調整、その他の障害者等の権利擁護のために必要な相談支援を行います。障害のある人やその家族の相談窓口として、抱えている問題や自殺リスクに気づき、適切な支援につなげます。	障害福祉課
障害者福祉推進員の活動	障害者やその家族からの相談に応じるとともに、障害者の自立と社会参加についての市民の理解の促進など、障害者の福祉の向上を促すための支援を行います。また、障害のある人やその家族の身近な相談者として、困りごと等に気づき、支援につなげます。	障害福祉課
市職員のメンタルヘルスへの対策	健康相談やメンタルカウンセリング等の機会を通じて、職員の心身面における健康の維持増進を図ります。	人事課
地域包括支援センターの運営	高齢者の総合相談、権利擁護、高齢者虐待等、包括的な支援体制づくりを行います。地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い人の情報等を把握し、関係者間で連携します。	高齢福祉推進課
民生委員・児童委員との連携（再掲）	自殺リスクのある人に対して民生委員・児童委員と連携して地域の見守り活動に努めます。	障害福祉課

事業・取組	内容	主な取組主体
権利擁護サポートセンターの運営	<p>認知症高齢者や障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な関係者が連携し、成年後見制度などを活用して、その人らしい暮らしを送る権利を守るための支援を行います。</p> <p>事業の中で、十分な判断ができないことから生活に行き詰まるなど、自殺リスクの高い人を支援につなげます。</p>	<p>障害福祉課 高齢福祉推進課</p>
こころの相談	<p>うつ状態に陥っている人や自殺未遂者、自殺する危険性が高い人およびその家族、自死遺族などからの相談に応じ、必要な情報の提供、医療機関受診のために必要な援助を行います。</p>	<p>障害福祉課</p>

## 彦根市社会福祉協議会の取組②

### つながろう つなげよう 相談機関交流会

彦根市社会福祉協議会では、多職種・多機関連携の推進と相談におけるスキルアップを図るため、市内の各相談機関による交流会を開催しています。



また、地域課題の共有や連携体制についての研修、情報共有などを通じて“丸ごと連携の相談ネットワークの構築”を進めています。

### 3 基本目標3 生きる力を支える

#### (1) 高齢者への支援

事業・取組	内容	主な取組主体
疾病の予防・ 早期発見と健康づくり	<p>各種健（検）診事業の実施を通じ、生活習慣病等の疾病の予防および早期発見を図ります。</p> <p>また、いきいきと充実した生活を送るための各種の健康づくりに取り組みます。</p>	<p>障害福祉課 保険年金課 健康推進課</p>
地域包括支援 センターの運営（再掲）	<p>高齢者の総合相談、権利擁護、高齢者虐待等、包括的な支援体制づくりを行います。地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い人の情報等を把握し、関係者間で連携します。</p>	<p>高齢福祉推進課</p>
生活支援体制 の整備（再掲）	<p>生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、地域特性の分析や社会資源の把握・開発を通じて、地域の支え合いの仕組みや団体づくりを側面的に支援することで、要支援者への支援、元気な高齢者の生きがい・介護予防につなげます。</p>	<p>高齢福祉推進課</p>
介護予防・生活 支援サービスの提供	<p>要支援者などを対象に、介護予防を目的として、日常生活上の支援や機能訓練、閉じこもり予防等の通所および訪問の介護予防サービスを提供します。</p>	<p>高齢福祉推進課</p>
一般介護予防 事業の実施	<p>介護予防普及啓発のため、うつ予防や閉じこもり予防等についての出前講座を実施し、啓発を図ります。</p>	<p>高齢福祉推進課</p>
	<p>各種介護予防事業を通して、参加者同士の交流等、高齢者の生活機能の向上に向けた各種活動を実施し、高齢者が地域で元気に生活できるように支援します。</p>	<p>高齢福祉推進課</p>

事業・取組	内容	主な取組主体
高齢者・障害者世帯の見守り支援	ゴミ出しが困難な世帯に対して、ゴミ出し支援を行うとともに、定期的な見守り、安否確認により、高齢者等の孤立の防止、自殺リスクの早期発見に努めます。	清掃センター
権利擁護サポートセンターの運営（再掲）	<p>認知症高齢者や障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な関係者が連携し、成年後見制度などを活用して、その人らしい暮らしを送る権利を守るための支援を行います。</p> <p>事業の中で、十分な判断ができないことから生活に行き詰まるなど、自殺リスクの高い人を支援につなげます。</p>	障害福祉課 高齢福祉推進課

## (2) 働く人への支援

事業・取組	内容	主な取組主体
彦根総合労働相談コーナーとの連携	労働に関わる問題（解雇・労働条件・配置転換・賃下げ・パワハラ・セクハラなど）を抱える市民の相談窓口である彦根総合労働相談コーナー（彦根労働基準監督署内）と連携し、必要な相談や支援につなげます。	障害福祉課 地域経済振興課
企業に向けた周知・啓発	人権問題の啓発のため実施している企業訪問の際、メンタルヘルスの向上に向けて様々な情報を提供するとともに、各事業所内で問題を抱えた従業員がいる場合には、適切な支援につなげるための相談窓口等の情報提供を行います。	人権政策課
	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、労働者のメンタルヘルスに関する啓発や相談先の周知等を行います。	障害福祉課

事業・取組	内容	主な取組主体
労働に関する 相談窓口の啓 発	働く人が相談につながるができるよう、 滋賀県内の労働に関する相談窓口等につい て、市ホームページに掲載し、周知を図ります。	地域経済振興課
疾病の予防・ 早期発見と健 康づくり (再掲)	各種健(検)診事業の実施を通じ、生活習 慣病等の疾病の予防および早期発見を図りま す。 また、いきいきと充実した生活を送るための 各種の健康づくりに取り組みます。	障害福祉課 保険年金課 健康推進課

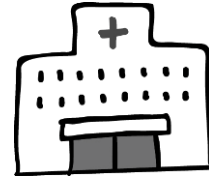
### (3) 子ども・若者への支援

事業・取組	内容	主な取組主体
学校保健安全の推進	学校保健安全法に基づく健康診断、各種検診等を実施するとともに、養護教諭の専門性を高めるためのヘルスカウンセリング研修会を開催する等、児童生徒および教職員の健康増進を図ります。	学校教育課
小中学校における人権教育の推進	教職員および各校園内において人権研修を実施するとともに、人権教育研究その他の活動を通じ、乳幼児および小中学生における人権教育の推進を図ります。	学校支援・人権・いじめ対策課
生徒指導の総合的な推進	生徒指導関係の各連絡協議会に参加し、市内で研修会や協議会を実施して各校の生徒指導の充実を図ることで、子どものSOSサインに気づき、必要な支援につなぐことができるようにします。	学校支援・人権・いじめ対策課
SOSの出し方に関する教育の推進	若者や児童生徒の自殺の実態および抱え込みがちな自殺リスク、SOSの出し方に関しての各校への指導、情報提供を行い、教職員の理解の促進を図ります。 また、いのちの大切さを実感できる教育を推進することで、将来的な自殺リスクの低減を図ります。	学校支援・人権・いじめ対策課
	教育相談や、一人一台端末を活用するなどしたアンケート等の充実を図り、児童生徒がSOSを出したいときに出せる環境づくりを推進します。	学校支援・人権・いじめ対策課
不登校対策の推進	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各小中学校に派遣し、不登校など、様々な課題を抱える児童生徒およびその家族に対する相談の実施、関係機関との連携を図ります。	学校支援・人権・いじめ対策課

事業・取組	内容	主な取組主体
きめ細かな教育相談・カウンセリングの推進	「訪問教育相談員」を各幼小中学校園に派遣したり、「ともづな教育相談(個人面談)」を実施したりして、不登校等の悩みや不安のある幼児児童生徒や保護者および教職員に対してきめ細かな相談援助にあたります。	教育研究所
いじめ問題対策連絡協議会	いじめ防止等に関する施策の適切な実施および評価を行い、関係する機関および団体との連携を図るため、「彦根市いじめ問題対策連絡協議会条例」に基づき「彦根市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に努めます。	学校支援・人権・いじめ対策課
いじめ・不登校相談ほっとライン	小中学校で、いじめや不登校で悩んでいる児童生徒本人や友人、保護者やいじめを目撃した人からの電話やメールでの相談に応じます。	学校支援・人権・いじめ対策課
子ども・若者への総合相談	<p>生きづらさのある子ども・若者(おおむね39歳まで)や家族に対して「子ども・若者総合相談窓口」で、相談に応じ、関係機関の紹介や必要な情報の提供および助言を行います。</p> <p>さらに、状況に応じて、専門家によるカウンセリングや個別相談、サロンでの活動等の継続した支援を実施します。</p>	少年センター

## 彦根市立病院の取組

がんや神経難病、その他様々な重篤な疾患など、日常をがらりと変えることになる病気の診断を受け、つらい気持ちで過ごされている方が多くいらっしゃいます。



彦根市立病院では、そのような方々の心身の負担軽減のため、療養上の心理社会的な困りごとの支援などを行う「がん相談支援センター」「患者サポート窓口」「患者家族支援室」といった相談支援の窓口を設けています。





## 4 基本目標4 いのちを守る

### (1) 困難のある人への支援

事業・取組	内容	主な取組主体
ひとり親家庭への自立支援	ひとり親家庭に対し、生活支援や就労支援に関する相談、情報提供等を実施します。	子育て支援課
育児不安等を抱える妊産婦・新生児への支援	<p>新生児訪問の依頼や産科医療機関からハイリスク連絡があった母子に対し、助産師または地区担当保健師が訪問し、支援を行います。</p> <p>育児状況や生活状況を確認し、支援が必要な家庭については地区担当保健師が関係機関等と連携し、支援を行います。また、訪問時に「エジンバラ産後うつ病質問票」を実施し、産後うつ等で支援が必要な場合、専門医療機関へつないだり、継続的な支援を行います。</p>	健康推進課
育児支援が得られない産婦への支援	産後、十分な育児支援が受けられない産婦に対して産科医療機関などで産後の心身のケアや育児のサポート等の支援を行うことで、育児負担を軽減するとともに必要に応じて関係機関との連携を図ります。	健康推進課
支援を必要とする人の早期発見	保険料の納付相談等において、生活や収入状況の聞き取りを行い、生活困窮が認められる際は各種相談窓口につなぐ等の対応を行います。	債権管理課
	上下水道料金について、疾病、失業等の理由で納付困難な住民に対して、生活状況等を聴取した上で、納付方法等の相談に応じます。また、様々な生活上の問題を抱えている場合、各種相談窓口につなぐ等の対応を行います。	上下水道業務課

事業・取組	内容	主な取組主体
住宅困窮者への支援	市営住宅の入居について、住宅困窮者に対して優先的に入居できるよう調査を行ったり、低廉な家賃で住宅を提供するなどの支援を行います。	住宅課
生活困窮者への支援	暮らしや仕事等の生活面で困っている人に対し、自立相談支援事業、住居確保給付金、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業、就労準備支援事業および家計相談支援事業の各事業を実施します。 また、庁内外の関係機関との情報共有や連携を行い、包括的かつ継続的な支援を行うことで、自殺リスクを抱える人の自殺予防を図ります。	社会福祉課

## (2) 孤独・孤立の防止

事業・取組	内容	主な取組主体
若者サロンの運営	生きづらさを抱えた若者に寄り添う居場所(サロン)を開設し、地域の中で、子ども・若者が社会への一歩を踏み出す場所となる居場所づくりを行います。	子ども・若者課
子ども・若者を応援する人づくり・地域づくり	子どもの貧困等の社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者を応援する市民やNPO等の活動等(子ども食堂や学べる場などの地域活動等)について、地域資源の掘り起こしや新たな地域資源の形成を図っていくため、人材育成から継続的な活動支援までトータルサポートし、その体制を構築します。	子ども・若者課

事業・取組	内容	主な取組主体
育児中の孤立感を解消するための支援	2か月児から4か月児とその保護者を対象にぴよぴよサロンを実施し、保護者の育児力をつけるとともに、保護者間の交流を図ることで、育児への孤立感を解消し、安心して子育てができるよう支援します。	健康推進課
老人クラブ活動への助成	高齢者の健康増進や地域での仲間づくり、生きがいの獲得や社会参加を進めます。友愛活動で独居や閉じこもりがちな高齢者宅を訪問し、声かけや傾聴活動を実施します。	高齢福祉推進課
重層的支援体制の整備 (再掲)	市民が抱える複雑化、複合化した課題に対応するため、属性・世代を問わず相談支援、多機関協働、地域づくりに向けた支援を一体的に実施していきます。	障害福祉課 社会福祉課 高齢福祉推進課 子ども・若者課 少年センター 健康推進課

### (3) 自殺未遂者への支援

事業・取組	内容	主な取組主体
自殺未遂者対策ネットワーク会議の運営	自殺予防につながる地域の連携、支援体制の構築について、関係機関、民間団体とのネットワークを強化し、定期的な情報交換を図ることで、再企図の防止の支援を行います。	障害福祉課

事業・取組	内容	主な取組主体
自殺未遂者への支援	<p>自殺未遂者の再企図を防止するため、様々な困難や苦痛を抱えた自殺未遂者に対し、地域での相談窓口の紹介や各関係機関が連携して必要な支援を行います。</p> <p>湖東圏域における自殺未遂者支援事業により、自傷行為で救急告示病院に救急搬送、受診された人などについて、看護師や医療ソーシャルワーカーが、地域における相談窓口として障害福祉課を紹介し、同意が得られた人に障害福祉課の保健師が相談に応じます。また、必要に応じて精神科医療機関や適切な相談窓口につながります。</p>	障害福祉課
こころの相談（再掲）	<p>うつ状態に陥っている人や自殺未遂者、自殺する危険性が高い人およびその家族、自死遺族などからの相談に応じ、必要な情報の提供、医療機関受診のために必要な援助を行います。</p>	障害福祉課

#### (4) 自死遺族への支援

事業・取組	内容	主な取組主体
自死遺族の相談先の周知、情報提供	自死遺族の会「凧の会おうみ」やその活動である「わかちあいの会」や各種相談先の情報等、自殺対策の関連情報を市ホームページや広報紙に掲載することで、自死遺族への情報周知に努めます。	障害福祉課

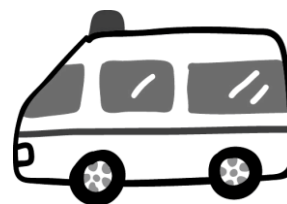
#### 「トピックス」彦根市での取組

#### 彦根市自殺未遂者相談窓口連絡票

彦根市では、平成 23 年(2011 年)から自殺未遂者相談窓口連絡票の運用による自殺未遂者支援事業を実施しています。

自傷行為で救急告示病院へ救急搬送・受診された人について、市に報告があります。「支援介入の同意」が得られた人には、障害福祉課から電話連絡や家庭訪問等で自殺未遂に至った背景の確認等を行い、必要な相談窓口や受診等の支援につなげています。

運用件数は、年間 30 件前後で、そのおよそ半数以上に同意が得られ、支援を行っています。



## 5 数値目標・評価指標

### (1) 数値目標

国の新たな「自殺総合対策大綱」では、令和8年(2026年)までに、自殺死亡率を平成27年(2015年)比で30%以上減少させ、13.0以下とすることを目標にしています。

また、滋賀県においては、令和9年(2027年)までに、自殺死亡率を平成27年(2015年)の17.4と比べて30%以上減少させ、12.2以下とすることを目標にしています。

本市では、国、滋賀県の目標設定を踏まえ、本計画では、令和6年(2024年)から令和10年(2028年)までの平均自殺死亡率は13.0以下、平均年間自殺者数は14.5人以下を目標にします。

#### ■数値目標

	現状値 令和4年(2022年)	目標値 令和10年(2028年)
自殺死亡率 (人口10万人対)	15.5	13.0
自殺者数	17.4人	14.5人

※自殺死亡率および自殺者数は5年間の平均値である。

### (2) 評価指標

基本目標ごとの評価指標を次のように設定します。

#### ■評価指標Ⅰ 基本目標Ⅰ 気づき、見守る

指標	現状値 令和4年度(2022年度)	目標値 令和10年度(2028年度)	備考
ゲートキーパー研修 開催回数	市民 1回	市民 3回	
	様々な職種 4回	様々な職種 5回	

### ■評価指標 2 基本目標 2 つなげる

指標	現状値 令和4年度(2022年度)	目標値 令和10年度(2028年度)	備考
彦根市自殺対策推進 庁内会議の開催回数	年1回	年1回以上	
こころの相談件数	延べ相談件数 37件	延べ相談件数 62件	
(うち、行政機関からつな がった自殺リスクのある 人に対応した件数)	(対応件数) —	(対応件数) 10件	

### ■評価指標 3 基本目標 3 生きる力を支える

指標	現状値 令和4年度(2022年度)	目標値 令和10年度(2028年度)	備考
この1か月に不満、 悩みなどによるスト レスがあったと感じ ている人の割合	男性 49.2%	男性 45%以下	滋賀の健 康・栄養マ ップ調査
	女性 60.4%	女性 55%以下	

### ■評価指標 4 基本目標 4 いのちを守る

指標	現状値 令和4年度(2022年度)	目標値 令和10年度(2028年度)	備考
彦根市「子ども・若者 総合相談窓口」相談 件数	実人数 109人 延べ 758人	実人数 120人 延べ 850人	
自殺未遂者相談窓口 連絡票の「支援介入 の同意あり」の割合	64%	80%以上	

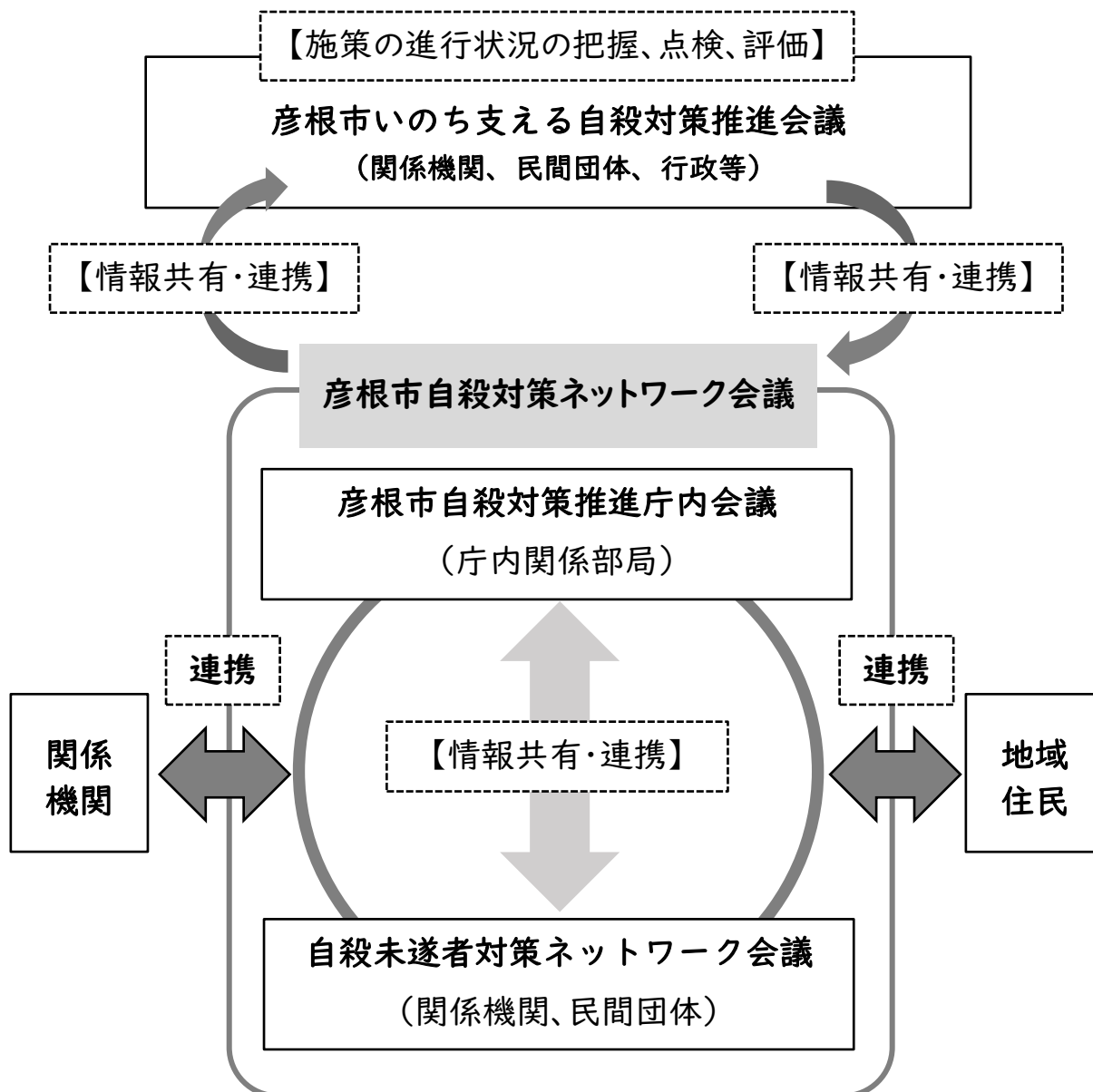
## 第5章 自殺対策の推進体制

自殺対策は、市民・地域・関係機関・民間団体・企業・学校・行政等がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協働して取り組むことが必要です。本市では、関係機関、民間団体、行政等で構成する「彦根市自殺対策ネットワーク会議」を設置し、連携強化を図るとともに、自殺対策を総合的・効果的に推進できる体制を整えます。

また、市内での自殺対策を推進するため、関係部局が参画する「彦根市自殺対策推進庁内会議」を設置し、計画の進行管理をするとともに、関連施策との有機的な連携を図り、計画に沿った事業・取組を行います。

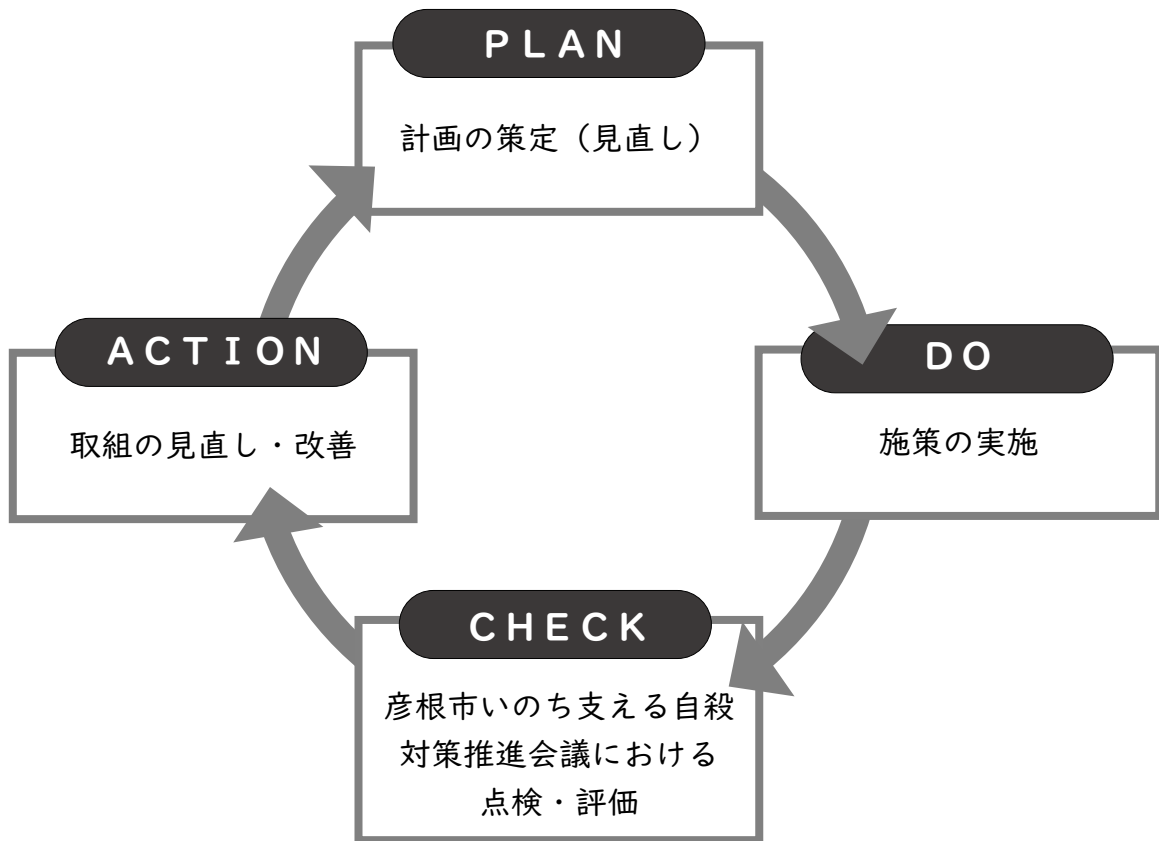
本計画の各事業・取組と評価指標については、PDCAサイクルにより「彦根市いのち支える自殺対策推進会議」において、施策の進行状況の把握、点検を行い、評価し改善していきます。

### ■推進体制イメージ





## ■PDCA サイクルのイメージ



# 資料編

## Ⅰ 彦根市いのち支える自殺対策推進会議設置要綱

(平成30年6月21日告示第184号)

(設置)

第1条 本市における自殺対策に関する事項について調査審議するため、彦根市いのち支える自殺対策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第1条の2 推進会議は次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項に規定する市町村自殺対策計画の策定に関する事。
- (2) 前号に掲げる計画の進捗および評価に関する事。
- (3) その他自殺対策について必要な事項に関する事。

(組織)

第2条 推進会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 関係する学識経験を有する者
- (2) 保健医療機関に属する者
- (3) 福祉関係機関に属する者
- (4) 関係する各種団体に属する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第4条 推進会議に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 推進会議は、調査審議に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

付 則

1 この告示は、平成 30 年 6 月 21 日から施行する。

2 この告示の施行後最初の会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則(令和 4 年 8 月 23 日告示第 226 号)

この告示は、令和 4 年 8 月 23 日から施行する。

## 2 彦根市いのち支える自殺対策推進会議委員等名簿

### (1) 彦根市いのち支える自殺対策推進会議委員

(順不同・敬称略)

所属団体等	氏名	備考
滋賀県立大学	牧野 耕次	会長
彦根医師会	上ノ山 一寛	副会長
彦根警察署	力石 剛一	
彦根市消防本部	北村 智弥	
彦根市教育委員会	藤澤 俊	
彦根市社会福祉協議会	野瀬 純一	
彦根市民生委員児童委員協議会連合会	菊地 美和子	
彦愛犬地域障害者生活支援センター ステップあっぷ21	後藤 遥香	
地域生活支援センター まな	川畑 外志美	
彦根市地域包括支援センター いなえ	馬淵 晴奈	
第5地区支部訪問看護ステーション連絡協議会	西川 くるみ	
滋賀県彦根保健所	森下 詩織	

## (2) 彦根市自殺対策推進庁内会議所属

所属
まちづくり推進課
債権管理課
人権政策課
生活環境課
社会福祉課
健康推進課
高齢福祉推進課
子ども・若者課
子育て支援課
発達支援センター
地域経済振興課
学校支援・人権・いじめ対策課
教育研究所
彦根市立病院

### 3 第2期彦根市いのち支える自殺対策計画策定経緯

年月日	内容
令和5年(2023年)	
8月29日	第1回 彦根市自殺対策推進庁内会議 ●令和4年度の進捗状況等について ●自殺に関する動向について ●「(仮称)第2期彦根市いのち支える自殺対策計画」について
10月12日	第1回 彦根市いのち支える自殺対策推進会議 ●令和4年度の進捗状況および評価について ●自殺に関する動向について ●「(仮称)第2期彦根市いのち支える自殺対策計画」について
7月10日~7月24日 11月16日~12月5日 (追加調査)	市民意識調査の実施(WEB)
11月9日	第2回 彦根市自殺対策推進庁内会議 ●「(仮称)第2期彦根市いのち支える自殺対策計画」(素案)について
12月21日	第2回 彦根市いのち支える自殺対策推進会議 ●「第2期彦根市いのち支える自殺対策計画」(素案)について
令和6年(2024年)	
1月16日~2月15日	パブリックコメント(意見公募)の実施
3月21日	第3回 彦根市いのち支える自殺対策推進会議 ●「第2期彦根市いのち支える自殺対策計画」(案)について

## 4 用語解説

用語	解説
<b>あ 行</b>	
生きることの阻害要因	失業や多重債務、生活苦等、自殺リスクを高める可能性が高いもののこと。
生きることの促進要因	自己肯定感や信頼できる人間関係等、自殺リスクを低下させる可能性が高いもののこと。
いのち支える自殺対策推進センター	自殺対策基本法の理念と趣旨に基づき、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCAに取り組むための資料の提供や民間団体を含めた地域の自殺対策を支援している機関。
<b>か 行</b>	
ゲートキーパー	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。
<b>さ 行</b>	
滋賀の健康・栄養マップ調査	滋賀県の健康および栄養に関する現状と課題を把握し、健康づくり、栄養・食生活改善に関する施策の基礎資料ならびに事業効果判定の資料とするために実施される調査。約5年に一度実施される。
自殺死亡率	自殺者数を人口で除し、これを10万人当たりの数値に換算したもの。
自殺総合対策大綱	自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めたもので、おおむね5年を目途に見直すこととされている。平成19年(2007年)6月に初めての大綱が策定されたのち、平成24年(2012年)8月と平成29年(2017年)7月に見直しが行われ、わが国の自殺の実態を踏まえ、令和4年(2022年)10月に新たな大綱が閣議決定された。
自殺対策基本法	自殺の予防と防止、その家族の支援の充実のために制定された法律。平成18年(2006年)10月に施行され、平成28年(2016年)の改正において、自殺は個人の問題でなく社会全体で取り組むべき課題であることが追記され、社会的な取組を国や地方自治体、事業主等の責務とした。
自殺未遂	自殺とは自ら自分の生命を絶つ行為だが、死に至らなかった場合、自殺未遂といわれる。自殺未遂者は自殺者の10倍以上存在すると考えられている。
自死遺族	自殺で身近な人を亡くし遺族となった人のこと。

用語	解説
スクールカウンセラー	不登校を始めとする児童生徒の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応等のために児童生徒の悩みを受け止めて相談にあたり、教員や関係機関と連携して必要な支援をするための心の専門家。
スクールソーシャルワーカー	社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。
生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人のこと。
性的マイノリティ	同性愛者、両性愛者、性同一性障害者等の性的少数者のこと。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取引権が付与された成年後見人等が行う仕組み。
<b>た 行</b>	
地域自殺実態プロフィール	地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援するツール。いのち支える自殺対策推進センターにおいて作成されたもので、全ての都道府県および市町村それぞれの自殺の実態を分析したもの。
地域包括支援センター	保健師または経験のある看護師、主任ケアマネージャーおよび社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務として介護保険法に規定された機関で、生活圏域を踏まえて、市町村または市町村に委託された法人が運営する。
<b>な 行</b>	
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受けた人が「認知症サポーター」となる。認知症の人や家族を見守る応援者となり、自分のできる範囲で支援を行う。
<b>は 行</b>	
ひきこもり	様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外の交遊等）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態の人のこと。



用語	解説
不登校	何らかの心理的、情緒的、身体的、または社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、またはしたくともできない状況にあって、年間30日以上欠席した者（ただし、病気や経済的理由等によるものを除く。）と定義されている。
<b>ま 行</b>	
民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。
メンタルヘルス	「心の健康、精神面の健康」のこと。自分らしく生きるための重要な条件であり、自分の感情に気づいて表現できること（情緒的健康）、状況に応じて適切に考え、問題解決ができること（知的健康）、他人や社会と建設的な関係を築けること（社会的健康）のほか、人生の目的や意義を見出し、主体的に人生を選択すること（人間的健康）も大切な要素である。



## 第2期彦根市いのち支える自殺対策計画

令和6年(2024年)3月発行

編集・発行:彦根市 福祉保健部 障害福祉課

〒522-0041 彦根市平田町 670(彦根市福祉センター内)

TEL 0749-27-9981 FAX 0749-30-9231